

陽光台連合自治会会則

第1条 名称

この会は、陽光台連合自治会（以下「会」という）といい、事務所は会長宅に置く。

第2条 組織

この会は、陽光台地区の自治会をもって組織し理事を置く。

- 2、理事は、各自治会の会長、副会長3名と、自治会長から推薦された若干名の者をもってあてる。

第3条 目的

この会は、会員相互ならびに関係機関との連携を緊密にして、自治会共通の諸問題を解決し、地域住民の生活環境の改善と親睦を図ることを目的とする。

第4条 事業

この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 関係機関に対し意見を陳述する。
- (2) 地区連、諸団体と協調して、住民の安全・福祉の向上に努める。
- (3) 自治会親睦協調のための事業。
- (4) その他目的達成に必要な事業。

第5条 役員

この会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 総務 | 2名 |
| (4) 会計 | 2名 |
| (5) 会計監査 | 2名 |

第6条 役員の仕事

会長は、会を代表して地区連に参画するとともに、会務を総括する。

- 2、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

なお、1名は地区連役員を兼務し、他の1名は陽光連担当として、陽光台公民館運営委員を担当する。

- 3、総務は、この会の総務を管理する。
- 4、会計は、この会の会計を管理する。
- 5、会計監査は、この会の会計を監査する。

第7条 役員を選出

会長、副会長、総務、会計、会計監査は、理事の互選により選出した者をもってあてる。

- 2、会計監査は、前年度退任理事の中から理事の互選または推薦により選出した者をもってあてる。

第8条 役員の仕事

役員の仕事は1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2、補欠により就任した役員は、前任者の残任期間とする。

第9条 会議

会議は、定期総会、臨時総会、役員会ならびに自治会長会議とする。

定期総会は、この会の最高議決機関とし、該当年度の理事並びに次年度の理事（候補者を含む）をもって構成し、原則として年度終了後の1か月以内に開催する。

付議事項は以下のとおりとする。

- ア、前年度事業と決算の承認
- イ、新年度役員承認
- ウ、新年度事業計画と予算の承認
- エ、会則等の改廃
- オ、その他必要事項

- 2、総会における議長は、新役員より1名選出する。
- 3、臨時総会は役員が必要と認めた時に開催する。
- 4、臨時総会は該当年度の理事をもって構成する。
- 5、自治会長会議は原則として毎月一回開催し、付議事項はその都度決定する。
- 6、会議は半数以上の出席によって成立し、議事は出席者の過半数の同意により決定する。

可否同数の時は、議長の決するところによる。

第10条 経費

この会の経費は、分担金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

- 2、分担金は一世帯あたり年間160円とする。
- 3、単一自治会長でない連合会長に限り、必要に応じて活動費を認めることとする。

第11条 会計年度

この会の会計年度は、毎年4月1日～翌年3月31日までとする。

第12条 会則の改廃

この会の会則を改廃しようとする時は、総会に諮ることとする。

- 2、この会則に定めるもののほか、必要な事項は細則で定める。

以上 会則全文

付則

- この会則は、昭和53年4月1日より施行する。
- この会則は、昭和56年4月1日より改正施行する。
- この会則は、昭和63年4月1日より一部改正施行する。
- この会則は、平成元年4月1日より一部改正施行する。
- この会則は、平成3年4月1日より一部改正施行する。
- この会則は、平成13年4月1日より一部改正施行する。
- この会則は、平成24年4月1日より一部改正施行する。
- この会則は、平成27年4月5日より一部改正施行する。

陽光台連合自治会功労者顕彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は福祉、文化の向上等地域の振興に功労にあった者に対しその労に報いるとともに地域の発展に資することを目的として顕彰することに必要な事項を定める。

(種類)

第2条 顕彰は、地域活動功労者顕彰とする。

(対象者)

第3条 地域活動に功労のあった者に対して行う。

地域活動功労者顕彰は、原則として2年以上の陽光台連合自治会活動に功労のあった者。

(表彰方式)

第4条 顕彰は次の通り行う。

- 1) 顕彰は、毎年総会時に行う。
- 2) 顕彰は、記念品を贈呈して行う。

(内申)

第5条 地域活動功労者顕彰の内申は、対象者が属する自治会が行う。

(受賞者の決定)

第6条 会長は、前項に定める内申があった時は役員会に諮り審査決定する。

(再顕彰)

第7条 この要綱により、前に顕彰を受けた者であっても、新たに事由が生じた時は重ねて顕彰をすることが出来る。

(その他)

第8条 この要綱に定めない事項については、別に定める。

附則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

この要綱は、平成13年4月1日より一部改正施行する。

この要綱は、平成24年4月1日より一部改正施行する。

(第4条2)に記載している「感謝状」は廃止する。)

H 2 7 ・ 陽 光 台 連 合 自 治 会 会 則 改 正 （ 案 ）

改正は、定期総会、臨時総会への出席者（定数）の規定がなく、慣行で行われていた。本年度、定期総会、臨時総会の出席者（定数）を明記し、明確にするものである。

第 2 条 組織

この会は、陽光台地区の自治会をもって組織し理事を置く。

2、理事は、各自治会の会長、副会長3名と、自治会長から推薦された若干名の者をもってあてる。

第 5 条 役員

この会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 会長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 2 名 |
| (3) 総務 | 2 名 |
| (4) 会計 | 2 名 |
| (5) 会計監査 | 2 名 |

~~(6) 理事 若干名~~

第 6 条 役員の仕事

会長は、会を代表して地区連に参画するとともに、会務を総括する。

2、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

なお、1名は地区連役員を兼務し、他の1名は陽光連担当として、陽光台公民館運営委員を担当する。

3、総務は、この会の総務を管理する。

4、会計は、この会の会計を管理する。

5、会計監査は、この会の会計を監査する。

~~6、理事は、この会の事業の執行運営の協議にあたる。~~

第 7 条 役員を選出

会長、副会長、総務、会計、会計監査は、理事の互選により選出した者をもってあてる。

~~ただし、会長は自治会長の推薦により、自治会長以外から選出できるものとする。~~

~~②理事は、自治会の会長、副会長、3名をもってあてる。~~

2、会計監査は、前年度退任理事の中から理事の互選または推薦により選出した者をもってあてる。

第 9 条 会議

会議は、定期総会、臨時総会、役員会ならびに自治会長会議とする。

定期総会は、この会の最高議決機関とし、該当年度の理事並びに次年度の理事（候補者を含む）をもって構成し、原則として年度終了後の1か月以内に開催する。

付議事項は以下のとおりとする。

- ア、前年度事業と決算の承認
- イ、新年度役員承認
- ウ、新年度事業計画と予算承認

エ、会則等の改廃

オ、その他必要事項

- 2、 総会における議長は、新役員より1名選出する。
- 3、 臨時総会は役員が必要と認めた時に開催する。
- 4、 臨時総会は該当年度の**役員理事**をもって構成する。
- 5、 自治会長会議は原則として毎月一回開催し、付議事項はその都度決定する。
- 6、 会議は半数以上の出席によって成立し、議事は出席者の過半数の同意により決定する。
可否同数の時は、議長の決するところによる。

付則

この会則は、昭和53年4月1日より施行する。
この会則は、昭和56年4月1日より改正施行する。
この会則は、昭和63年4月1日より一部改正施行する。
この会則は、平成元年4月1日より一部改正施行する。
この会則は、平成3年4月1日より一部改正施行する。
この会則は、平成13年4月1日より一部改正施行する。
この会則は、平成24年4月1日より一部改正施行する。
この会則は、平成27年4月5日より一部改正施行する。